平成２６年（フ）第４９６号
千葉県流山市大字鰭ケ崎1626番地
債務者　ＳＡＭＰＡＮＧ　ＷＥＮＩＦＲＩＤＡ　ＣＯＲＯＳ（サンパン　ウェニフリダ　コロス）（旧姓梅内）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１２７号
青森県弘前市大字大町２丁目１番地12　メゾンドヒグチＡ－５号
債務者　小野フミヨ
1　決定年月日時　平成26年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４６６号
神戸市東灘区魚崎北町２丁目６番20号　ダンディライオン魚崎202号
債務者　池野　　茂
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３３号
神戸市中央区熊内橋通１丁目７番８号　西尾文化２階１号室
債務者　坂元賢太郎
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６７１号
神戸市灘区岸地通３丁目５番13―301号
債務者　古河多美子（旧姓新居）
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３３号
神戸市垂水区本多聞１丁目６番14―205号、従前の住所神戸市須磨区多井畑東町18番地の２
債務者　石田　憲司
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３号
栃木県真岡市台町3349番地２　リーベハイツＢ棟204号
債務者　小杉　聡美
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで　宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２６年（フ）第１２４号
青森県弘前市大字紺屋町１番地１　メゾンドノア紺屋町201号
債務者　竹内　　晃
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月20日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２１５号
青森市旭町１丁目11番25号
債務者　畠山　佳苗
1　決定年月日時　平成26年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２３２号
青森市小柳３丁目５番３号　市営住宅小柳第１団地８－６
債務者　高橋　久子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１９号
青森県弘前市大字樋の口１丁目７番地15
債務者　太田真由美（旧姓西川）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第３８８号
神奈川県厚木市三田575番地３
債務者　松本　典子（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第１４１８号
名古屋市守山区金屋２丁目397番地　宝マンション新守山イースト1016号
債務者　野村　康宏
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５９５号
愛知県春日井市神屋町2298番地289、従前の住所愛知県春日井市堀ノ内町北１丁目26番地
債務者　野茂ユカリ
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１９号
島根県安来市安来町1966番地
債務者　竹下　　豪
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６７６号
愛知県弥富市平島町喜右味名35－４　リヴェール202号室、従前の住所愛知県尾張旭市三郷町栄42番地　レジデンスＴＣ17Ｂ号
債務者　岡　　直樹
1　決定年月日時　平成26年11月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部